



福岡医発第 1646 号(地)
令和 6 年 9 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 6 年度介護報酬改定に関する通知等の送付について (その 10)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省より、下記のとおり介護報酬改定に関する Q & A が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、令和 6 年度の介護報酬改定に関する省令・告示・通知・Q & A 等につきましては、日本医師会ホームページメンバーズルーム内にも掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

記

○令和 6 年度介護報酬改定に関する省令・告示・通知・Q & A 等

- ・ 日本医師会ホームページメンバーズルーム

<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/r06kaitei/index.html>

- ・ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

- ・ 福岡県医師会ホームページ

<https://www.fukuoka.med.or.jp/doctors/kaigo/houshu/r6.html>

○介護保険最新情報 Vol.1306

「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A ((Vol. 9) (令和 6 年 8 月 29 日) 」の送付について

(令和 6 年 8 月 29 日 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課事務連絡)

以上

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳大三郎
会長 島田昇二郎

日医発第 978 号（介護）

令和 6 年 9 月 3 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

令和 6 年度介護報酬改定に関する通知等の送付について（その 10）

令和 6 年度介護報酬改定に関する告示等につきましては、本年 3 月 21 日付け日医発第 2214 号文書等にて逐次お知らせ申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、下記の通り介護報酬改定に関する Q&A（Vol. 9）が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、令和 6 年度の介護報酬改定に関する省令・告示・通知・Q&A 等につきましては、日本医師会ホームページ-メンバーズルーム-介護保険-介護報酬改定に関する情報<令和 6 年度>（<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/r06kaitei/index.html>）に順次掲載してまいります。

また、厚生労働省ホームページにおいて、令和 6 年度介護報酬改定関連ページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html）及び介護職員の処遇改善関連ページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html）が開設されていることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○介護保険最新情報 vol. 1306

「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 9）（令和 6 年 8 月 29 日）」の送付について（令和 6 年 8 月 29 日 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課事務連絡）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「令和6年度介護報酬改定に関する
Q & A（Vol.9）（令和6年8月
29日）」の送付について

計2枚（本紙を除く）

Vol.1306

令和6年8月29日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3974)

FAX : 03-3503-7894

事 務 連 絡
令和6年8月29日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課
高 齢 者 支 援 課

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 9）（令和6年8月29日）」
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 9）（令和6年8月29日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

【認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ 認知症チームケア推進加算について

問○ 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）において、研修に係る算定要件は具体的にどのようなものか。

（答）

本加算の研修に係る算定要件として、本加算（Ⅰ）については、「認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者」としており、これは、認知症介護指導者養成研修と認知症チームケア推進研修の両方を修了した者を指している。

また、本加算（Ⅱ）については、「認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」としており、これは、認知症介護実践リーダー研修と認知症チームケア推進研修の両方を修了した者を指している。

詳細については、「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」（令和6年老高発 0318 第1号、老認発 0318 第1号、老老発 0318 第1号通知）を御参照いただきたい。

区分	認知症チームケア推進加算Ⅰ	認知症チームケア推進加算Ⅱ
算定要件となる研修	認知症介護指導者養成研修 + 認知症チームケア推進研修	認知症介護実践リーダー研修 + 認知症チームケア推進研修